

(外交防衛委員会)

国際海事機関条約の改正 (簡易化委員会の設置) の受諾について承認を求めるの件 (閣条第六

号) (衆議院送付) 要旨

国際海事機関 (以下「機関」という。) は、国際連合の専門機関であり、国際貿易に従事する海運に影響のあるすべての種類の技術的事項に関する政府の規制及び慣行の分野において政府間の協力を促進すること等を目的としている。

この改正は、一九九一年 (平成三年) 十一月にロンドンで開催された機関の総会において採択されたものであり、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を機関の正式な委員会として設置すること等について定めている。